

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>三—五 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>三—五 (略)</p>

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 146,200	円 231,600	円 265,500	円 319,300	円 435,300	円 461,300	円 509,300
	2	円 147,300	円 233,200	円 267,300	円 321,500	円 439,300	円 465,300	円 513,300
	3	円 148,500	円 234,700	円 269,100	円 323,800	円 445,300	円 471,300	円 519,300
	4	円 149,600	円 236,300	円 271,200	円 326,000	円 453,300	円 479,300	円 527,300
	5	円 150,700	円 237,700	円 272,900	円 328,200			
	6	円 151,800	円 239,400	円 274,700	円 330,200			
	7	円 152,900	円 240,900	円 276,500	円 332,400			
	8	円 154,000	円 242,500	円 278,500	円 334,600			
	9	円 155,100	円 243,600	円 280,500	円 336,500			
	10	円 156,400	円 245,100	円 282,500	円 338,700			

11	157,700	246,700	284,400	340,700
12	159,000	248,000	286,300	342,900
13	160,200	249,500	288,200	344,700
14	161,700	250,900	290,000	346,700
15	163,200	252,200	291,900	348,700
16	164,800	253,600	293,700	350,700
17	166,000	255,100	295,500	352,400
18	167,500	256,600	297,500	354,400
19	169,000	258,300	299,600	356,200
20	170,500	260,100	301,600	358,100
21	171,800	261,700	303,300	360,000
22	174,500	263,400	305,400	361,900
23	177,100	265,000	307,400	363,900
24	179,700	266,600	309,500	365,800
25	182,300	268,500	311,200	367,800
26	184,000	270,300	313,300	369,700
27	185,600	272,000	315,300	371,700
28	187,300	273,700	317,200	373,700
29	188,800	275,400	318,900	375,200
30	190,500	277,100	320,900	377,000
31	192,300	278,900	322,900	378,800
32	194,000	280,400	325,000	380,400
33	195,600	281,900	326,200	382,200
34	197,400	283,800	328,200	383,600
35	199,200	285,600	330,000	385,100
36	201,000	287,500	332,100	386,700
37	202,500	289,100	334,000	388,100
38	204,300	290,800	335,900	389,300
39	206,100	292,600	337,900	390,500
40	207,900	294,400	339,800	391,600
41	209,500	295,900	341,600	392,700
42	211,300	297,600	343,500	393,900
43	213,100	299,100	345,300	395,100
44	214,900	300,700	347,200	396,200
45	216,300	302,300	348,700	396,900
46	218,100	304,000	350,100	397,600
47	219,800	305,600	351,600	398,300
48	221,600	307,300	353,100	399,000
49	223,300	308,200	354,700	399,600
50	225,000	309,700	356,100	400,200
51	226,600	311,200	357,600	400,700
52	228,200	312,800	359,100	401,100
53	229,600	314,400	360,500	401,500
54	231,300	316,000	361,500	401,800
55	232,900	317,600	362,700	402,100
56	234,500	319,100	363,900	402,400
57	235,500	320,600	364,800	402,700
58	237,000	321,800	365,800	403,000
59	238,400	323,000	366,800	403,300
60	239,600	324,200	367,800	403,600
61	240,800	324,900	368,800	403,900
62	242,000	325,800	369,700	404,200
63	243,000	326,600	370,600	404,500
64	244,200	327,400	371,500	404,800

再任用職員以外の職員

	65	245,500	328,300	372,300	405,100			
	66	246,500	328,700	373,000	405,400			
	67	247,700	329,400	373,800	405,700			
	68	249,000	330,200	374,600	406,000			
	69	249,900	331,000	375,200	406,200			
	70	251,200	331,700	375,900	406,500			
	71	252,400	332,400	376,600	406,800			
	72	253,700	333,100	377,300	407,100			
	73	255,100	333,600	377,800	407,300			
	74	256,500	334,200	378,500	407,600			
	75	257,700	334,700	379,100	407,900			
	76	258,900	335,300	379,700	408,100			
	77	260,100	335,600	380,100	408,300			
	78	261,300	336,100	380,700	408,600			
	79	262,600	336,500	381,300	408,900			
	80	263,700	337,000	381,900	409,100			
	81	264,800	337,400	382,300	409,300			
	82	265,900	337,900	382,800	409,600			
	83	267,200	338,400	383,300	409,900			
	84	268,500	338,900	383,900	410,100			
	85	269,500	339,200	384,200	410,300			
	86	270,600	339,600	384,600				
	87	271,900	340,100	385,000				
	88	273,200	340,500	385,400				
	89	274,100	340,800	385,700				
	90	275,100	341,200	386,000				
	91	276,000	341,700	386,300				
	92	277,100	342,100	386,600				
	93	278,200	342,300	386,800				
	94		342,700	387,100				
	95		343,200	387,400				
	96		343,600	387,600				
	97		343,800	387,800				
	98		344,200	388,000				
	99		344,600	388,300				
	100		344,900	388,500				
	101		345,200	388,700				
	102		345,600	388,900				
	103		346,000	389,200				
	104		346,400	389,400				
	105		346,900	389,600				
	106		347,300					
	107		347,700					
	108		348,100					
	109		348,600					
	110		349,000					
	111		349,300					
	112		349,600					
	113		350,100					
再任用職員		215,300	255,300	287,100	315,200	356,900	390,000	441,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び別表第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	170,000	185,700	211,700	251,400	294,400	320,300	347,700	382,000	422,900
	2	171,700	187,400	213,700	253,200	296,200	322,500	349,900	384,200	424,700
	3	173,500	189,200	215,700	255,000	298,300	324,600	352,200	386,100	426,600
	4	175,200	191,000	217,700	256,800	300,600	326,600	354,400	388,200	428,500
	5	176,700	192,800	219,700	258,500	302,300	328,800	356,400	389,900	429,900
	6	178,500	195,100	221,500	260,300	304,400	330,700	358,500	391,900	431,600
	7	180,300	197,400	223,500	261,900	306,400	332,900	360,700	393,700	433,200
	8	182,200	199,700	225,400	263,600	308,500	334,900	362,900	395,500	434,700
	9	183,800	201,700	227,500	264,900	310,400	336,600	364,600	397,200	436,300
	10	185,500	204,300	229,300	266,500	312,600	338,900	366,800	399,200	438,000
	11	187,200	206,800	231,100	267,800	314,700	341,100	368,800	401,200	439,600
	12	188,900	209,300	232,900	269,100	316,700	343,400	371,000	403,300	441,200
	13	190,700	211,500	234,700	270,500	318,800	345,400	372,800	405,000	442,300
	14	192,800	213,300	236,600	271,900	320,800	347,500	374,900	407,100	443,900
	15	194,900	215,100	238,500	273,000	322,900	349,700	376,900	409,100	445,700
	16	197,000	216,900	240,400	274,300	324,900	351,800	379,000	411,200	447,500
	17	199,100	218,800	241,900	275,000	326,600	353,800	380,600	412,900	449,100
	18	201,500	220,500	243,700	276,400	328,900	355,800	382,600	414,600	450,900
	19	203,900	222,400	245,500	277,800	331,000	357,800	384,500	416,300	452,700
	20	206,300	224,200	247,300	279,100	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
	21	208,700	225,900	248,900	280,400	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
	22	210,500	227,700	250,300	281,600	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
	23	212,200	229,500	251,500	282,900	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
	24	214,000	231,300	252,800	284,400	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
	25	215,900	232,900	254,100	285,600	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
	26	217,600	234,600	255,300	287,300	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
	27	219,400	236,300	256,600	289,300	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
	28	221,100	238,000	257,800	291,300	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
	29	223,000	239,200	258,900	293,200	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
	30	224,800	241,000	260,000	295,100	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
	31	226,600	242,800	261,200	296,800	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
	32	228,400	244,600	262,300	298,600	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
	33	230,000	246,000	262,800	300,300	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
	34	231,700	247,500	264,000	302,000	360,400	387,200	412,200	439,300	471,400
	35	233,400	248,800	265,100	303,800	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
	36	235,100	250,200	266,100	305,500	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
	37	236,300	251,500	266,900	307,300	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
	38	238,100	252,800	268,100	308,900	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
	39	239,900	254,000	269,100	310,700	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
	40	241,700	255,200	270,100	312,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600
	41	243,100	256,300	271,300	313,900	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
	42	244,500	257,500	272,500	315,700	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
	43	245,800	258,500	273,800	317,600	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
	44	247,000	259,600	275,000	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
	45	248,300	260,200	276,100	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600

46	249,400	261,300	277,500	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900
47	250,400	262,400	278,800	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400
48	251,300	263,500	280,200	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900
49	252,100	264,300	282,000	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400
50	253,200	265,500	283,700	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700
51	254,300	266,500	285,200	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000
52	255,400	267,600	286,600	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400
53	255,900	268,800	288,100	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800
54	257,100	269,600	289,700	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000
55	258,000	271,000	291,300	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300
56	259,100	272,200	292,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500
57	260,000	273,200	294,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900
58	261,000	274,700	295,900	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100
59	261,800	275,900	297,700	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300
60	262,800	277,300	299,500	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500
61	263,900	278,900	300,900	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900
62	264,600	280,500	302,700	348,600	401,200	415,500	434,400	
63	265,700	281,800	304,500	350,300	401,900	416,000	434,700	
64	266,600	283,300	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000	
65	267,700	284,700	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300	
66	268,900	285,900	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600	
67	269,900	287,300	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900	
68	270,800	288,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200	
69	272,000	290,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400	
70	273,400	291,500	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700	
71	274,600	293,100	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000	
72	275,900	294,700	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300	
73	277,100	295,900	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500	
74	278,300	297,300	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800	
75	279,600	298,800	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100	
76	280,600	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400	
77	281,700	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600	
78	282,900	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900	
79	284,100	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200	
80	285,100	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500	
81	286,200	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700	
82	287,400	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000	
83	288,700	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300	
84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600	
85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800	
86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600		
87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900		
88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100		
89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300		
90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600		
91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900		
92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100		
93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300		
94	300,700	324,300	350,700	384,300				
95	301,800	325,700	352,200	384,900				
96	303,100	327,000	353,700	385,400				
97	304,200	328,200	355,000	385,800				
98	305,400	329,500	356,200	386,200				
99	306,600	330,800	357,300	386,800				
100	307,800	332,100	358,500	387,300				

再任用職員
以外の職員

101	309,000	333,500	359,600	387,700					
102	310,000	334,400	360,700	388,200					
103	311,100	335,500	361,800	388,800					
104	312,100	336,700	363,000	389,300					
105	312,900	337,800	364,200	389,600					
106	313,500	338,900	364,700	390,000					
107	314,100	339,900	365,300	390,500					
108	314,800	341,000	365,900	390,800					
109	315,300	342,200	366,500	391,100					
110	315,800	343,200	367,000	391,600					
111	316,300	344,200	367,500	392,100					
112	316,900	345,100	368,000	392,600					
113	317,700	346,000	368,400	392,900					
114	318,400	346,900	368,800	393,400					
115	319,100	347,900	369,400	393,900					
116	319,800	348,900	369,900	394,400					
117	320,400	349,900	370,300	394,700					
118	321,200	350,400	370,800	395,200					
119	321,900	351,000	371,400	395,700					
120	322,700	351,600	371,900	396,200					
121	323,300	351,900	372,100	396,600					
122	323,600	352,300	372,600	397,100					
123	324,100	352,800	373,100	397,500					
124	324,600	353,200	373,500	398,000					
125	324,900	353,600	374,000	398,400					
126		354,000	374,500						
127		354,500	375,000						
128		354,900	375,500						
129		355,300	375,800						
130		355,700	376,300						
131		356,100	376,800						
132		356,500	377,300						
133		356,700	377,600						
134		357,200	378,100						
135		357,600	378,500						
136		357,900	378,900						
137		358,200	379,200						
138		358,600	379,700						
139		359,100	380,200						
140		359,600	380,700						
141		359,900	381,000						
142		360,400							
143		360,900							
144		361,400							
145		361,700							
再任用職員	241,600	253,300	257,400	288,700	305,200	319,300	342,900	378,000	409,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額					
	1	160,100	204,100	264,200	331,200	417,000	
	2	161,600	205,800	266,700	333,400	418,800	
	3	163,100	207,400	269,000	335,500	420,600	
	4	164,600	209,100	271,300	337,500	422,300	
	5	166,300	210,900	273,800	339,700	423,800	
	6	168,100	212,500	276,200	341,600	425,300	
	7	169,900	214,200	278,400	343,800	427,200	
	8	171,700	215,800	280,600	345,900	429,100	
	9	173,400	217,600	282,700	347,600	430,900	
	10	175,500	219,500	285,000	349,700	432,700	
	11	177,500	221,400	287,400	351,800	434,600	
	12	179,500	223,300	289,500	353,900	436,400	
	13	181,400	224,800	291,900	356,000	438,100	
	14	183,600	226,800	293,900	358,000	440,000	
	15	185,800	228,800	295,800	360,000	441,800	
	16	188,000	230,800	297,800	362,000	443,700	
	17	190,200	232,600	299,900	363,600	445,400	
	18	192,800	235,300	302,300	365,500	447,200	
	19	195,300	238,000	304,800	367,300	449,000	
	20	197,800	240,700	307,500	369,300	450,800	
	21	200,300	243,300	309,700	370,900	452,400	
	22	202,000	246,100	312,100	372,800	454,100	
	23	203,700	248,700	314,300	374,600	456,000	
	24	205,400	251,400	316,900	376,500	457,700	
	25	206,900	253,900	319,500	377,800	459,400	
	26	208,400	256,300	321,800	379,600	461,000	
	27	210,100	258,800	324,000	381,400	462,600	
	28	211,700	261,100	326,100	383,300	464,100	
	29	213,200	263,700	328,300	385,100	465,600	
	30	214,900	266,100	330,000	387,000	466,900	
	31	216,600	268,300	332,100	388,900	468,200	
	32	218,300	270,500	334,100	390,900	469,500	
	33	219,700	272,600	335,900	392,600	470,700	
	34	221,500	274,800	338,000	394,300	471,400	
	35	223,300	277,000	340,100	395,900	472,100	
	36	225,100	278,900	342,100	397,700	472,800	
	37	226,600	281,200	344,200	398,900	473,400	
	38	228,400	283,100	346,300	400,400		
	39	230,200	285,000	348,500	401,800		
	40	232,000	287,000	350,600	403,200		
	41	233,700	288,700	352,500	404,900		
	42	235,400	291,000	354,600	406,300		
	43	237,000	293,300	356,500	407,600		
	44	238,600	295,800	358,600	409,100		
	45	240,000	297,800	360,400	410,700		
	46	241,300	300,200	362,400	412,000		
	47	242,600	302,400	364,300	413,500		
	48	243,800	305,000	366,300	415,100		
	49	245,200	307,300	367,900	416,800		

50	246,700	309,700	369,700	418,200
51	247,900	312,000	371,600	419,800
52	249,400	314,200	373,600	421,300
53	250,500	316,400	375,400	423,000
54	251,700	318,400	377,200	424,500
55	253,100	320,400	379,000	426,100
56	254,100	322,400	380,700	427,700
57	255,400	324,300	382,200	429,200
58	256,400	326,400	383,800	430,700
59	257,500	328,500	385,500	431,900
60	258,700	330,500	387,200	433,100
61	260,000	332,600	388,400	434,300
62	261,000	334,700	389,800	435,600
63	262,400	336,900	391,200	436,900
64	263,500	339,100	392,500	438,100
65	264,800	340,800	393,900	439,300
66	266,200	343,000	395,100	440,500
67	267,600	345,000	396,500	441,700
68	269,200	347,200	397,900	442,900
69	270,600	349,000	399,200	444,100
70	271,900	350,900	400,500	445,300
71	273,200	352,900	401,900	446,500
72	274,500	354,900	403,200	447,700
73	275,600	356,500	404,500	448,800
74	276,800	358,400	405,900	449,400
75	278,100	360,200	407,300	449,900
76	279,100	362,100	408,600	450,400
77	280,300	363,900	409,800	450,900
78	281,500	365,600	411,000	
79	282,700	367,300	412,300	
80	283,900	368,900	413,700	
81	285,000	370,400	415,000	
82	286,200	371,900	416,200	
83	287,400	373,400	417,200	
84	288,600	374,800	418,400	
85	289,600	375,900	419,600	
86	290,700	377,300	420,800	
87	291,700	378,700	422,000	
88	292,900	380,000	423,000	
89	294,000	381,300	424,100	
90	295,100	382,600	425,100	
91	296,300	383,800	426,100	
92	297,500	385,100	427,100	
93	298,000	386,400	428,000	
94	299,000	387,500	428,800	
95	300,100	388,800	429,600	
96	301,300	390,000	430,400	
97	302,300	391,400	431,200	
98	303,400	392,400	431,600	
99	304,400	393,500	432,000	
100	305,500	394,500	432,400	
101	306,400	395,400	432,800	
102	307,500	396,400	433,100	
103	308,600	397,500	433,400	

再任用職員以上の職員

	104	309,600	398,600	433,700		
	105	310,200	399,300	434,000		
	106	311,100	400,200	434,300		
	107	311,900	401,100	434,600		
	108	312,700	402,000	434,800		
	109	313,600	402,800	435,000		
	110	314,000	403,700	435,300		
	111	314,400	404,500	435,600		
	112	314,900	405,300	435,800		
	113	315,500	405,900	436,000		
	114	315,900	406,600	436,300		
	115	316,400	407,300	436,600		
	116	316,900	408,000	436,800		
	117	317,500	408,600	437,000		
	118	318,000	409,100			
	119	318,400	409,500			
	120	318,900	409,900			
	121	319,400	410,300			
	122	319,800	410,600			
	123	320,300	410,900			
	124	320,800	411,100			
	125	321,400	411,300			
	126	321,700	411,600			
	127	322,000	411,900			
	128	322,300	412,100			
	129	322,500	412,300			
	130	322,800	412,600			
	131	323,100	412,900			
	132	323,400	413,100			
	133	323,600	413,300			
	134	323,800	413,600			
	135	324,000	413,900			
	136	324,300	414,100			
	137	324,600	414,300			
	138	324,800	414,600			
	139	325,100	414,900			
	140	325,400	415,100			
	141	325,600	415,300			
	142	325,800	415,600			
	143	326,100	415,900			
	144	326,300	416,100			
	145	326,600	416,300			
	146	326,800				
	147	327,100				
	148	327,400				
	149	327,600				
	150	327,800				
	151	328,100				
	152	328,400				
	153	328,600				
再任用職員		234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級		特 2 級	3 級	4 級
	1 級	2 級			
1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
38	227,700	256,300	346,000	370,100	
39	229,400	258,800	348,000	371,400	
40	231,100	261,100	349,900	373,000	
41	232,700	263,700	351,400	374,100	

42	234,400	266,100	353,200	375,500
43	236,000	268,300	354,800	376,900
44	237,600	270,500	356,500	378,400
45	239,300	272,600	358,300	379,800
46	240,800	274,800	360,000	381,400
47	242,100	277,000	361,300	383,000
48	243,500	278,900	362,900	384,500
49	244,700	281,200	364,100	385,900
50	246,100	283,100	365,600	387,400
51	247,500	285,000	367,200	388,900
52	248,700	287,000	368,800	390,300
53	249,800	288,700	370,200	391,500
54	251,200	291,000	371,700	392,800
55	252,400	293,300	373,200	393,900
56	253,400	295,800	374,700	395,000
57	254,600	297,800	376,200	396,400
58	255,800	300,200	377,600	397,600
59	256,900	302,400	379,000	398,800
60	258,100	305,000	380,300	400,100
61	259,500	307,300	381,200	401,300
62	260,300	309,700	382,400	402,300
63	261,500	312,000	383,600	403,700
64	262,400	314,200	384,700	405,000
65	263,400	316,400	385,600	406,200
66	264,800	318,400	386,800	407,300
67	265,900	320,400	387,800	408,500
68	267,200	322,400	388,900	409,600
69	268,800	324,300	390,100	410,600
70	270,300	326,400	391,100	411,800
71	271,600	328,500	392,200	413,000
72	273,000	330,500	393,400	414,200
73	274,000	332,600	394,400	414,800
74	275,000	334,700	395,500	415,600
75	276,200	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	

再任用職員以外の職員

96	296,000	369,500	411,400
97	296,800	370,500	411,700
98	297,600	371,500	412,000
99	298,400	372,500	412,300
100	299,100	373,500	412,500
101	300,000	374,400	412,700
102	300,500	375,400	413,000
103	301,000	376,400	413,300
104	301,500	377,400	413,500
105	301,700	378,200	413,700
106	302,100	379,100	414,000
107	302,400	380,000	414,300
108	302,600	381,000	414,500
109	302,800	381,800	414,700
110	303,000	382,800	415,000
111	303,300	383,800	415,300
112	303,600	384,800	415,500
113	303,800	385,400	415,700
114	304,000	386,300	416,000
115	304,200	387,200	416,300
116	304,500	388,100	416,500
117	304,800	388,900	416,700
118	305,100	389,600	
119	305,400	390,400	
120	305,700	391,200	
121	305,900	391,800	
122	306,100	392,600	
123	306,300	393,300	
124	306,600	394,000	
125	306,900	394,600	
126		395,300	
127		395,800	
128		396,400	
129		397,100	
130		397,700	
131		398,200	
132		398,700	
133		399,000	
134		399,300	
135		399,600	
136		399,900	
137		400,200	
138		400,500	
139		400,800	
140		401,100	
141		401,400	
142		401,700	
143		402,000	
144		402,300	
145		402,500	
146		402,800	
147		403,100	
148		403,300	

	149		403,500			
	150		403,800			
	151		404,100			
	152		404,300			
	153		404,500			
	154		404,800			
	155		405,100			
	156		405,300			
	157		405,500			
再任用職員		225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	146,400 円	195,700 円	281,900 円	332,500 円	388,900 円
	2	147,500	198,300	284,300	334,700	391,800
	3	148,700	200,700	286,700	336,700	394,400
	4	149,800	203,100	289,000	338,600	397,200
	5	150,900	205,600	291,300	340,400	399,300
	6	152,200	207,900	293,400	342,200	402,000
	7	153,500	210,200	295,400	344,200	404,700
	8	154,800	212,400	297,400	346,000	407,400
	9	155,900	214,500	299,500	347,700	409,900
	10	157,500	216,800	302,000	349,700	412,500
	11	159,100	219,300	304,600	351,800	415,200
	12	160,700	221,600	307,400	353,700	418,000
	13	162,100	223,600	309,500	355,700	420,600
	14	164,000	226,000	311,900	357,600	423,300
	15	165,900	228,400	314,300	359,400	426,100
	16	167,900	230,800	317,000	361,300	428,800
	17	169,600	233,000	319,600	363,000	431,300
	18	171,800	235,800	321,800	364,900	433,900
	19	174,000	238,700	323,800	366,600	436,400
	20	176,100	241,600	325,800	368,600	439,000
	21	178,200	244,100	328,000	370,100	441,500
	22	180,600	246,800	329,700	372,100	444,100
	23	182,900	249,300	331,600	373,800	446,700
	24	185,200	252,000	333,400	375,700	449,200
	25	187,300	254,700	335,300	377,100	451,400
	26	189,500	257,100	337,200	378,800	453,700
	27	191,600	259,400	339,000	380,700	456,200
	28	193,700	261,600	340,800	382,600	458,700
	29	195,800	264,200	342,700	384,300	461,200

30	197,400	266,400	344,400	386,200	463,700
31	199,200	268,300	345,900	388,100	466,200
32	200,900	270,400	347,600	390,000	468,700
33	202,700	272,100	348,800	391,600	471,000
34	204,600	274,100	350,200	393,400	473,400
35	206,500	276,200	351,500	395,000	475,800
36	208,400	278,000	353,000	396,800	478,300
37	209,900	279,900	354,200	398,000	480,700
38	211,800	281,200	355,600	399,500	483,200
39	213,700	282,400	356,800	400,900	485,600
40	215,600	283,900	358,200	402,300	488,100
41	217,400	285,300	358,900	403,700	490,400
42	219,300	286,100	360,000	405,000	492,600
43	221,200	287,100	361,200	406,500	494,800
44	223,100	288,100	362,300	408,100	497,000
45	224,800	288,800	363,400	409,500	498,700
46	226,700	289,900	364,600	410,700	500,200
47	228,500	291,000	365,900	412,300	501,800
48	230,300	292,100	367,000	413,900	503,300
49	232,000	293,400	368,100	415,200	505,000
50	233,800	294,600	369,400	416,600	506,400
51	235,500	295,600	370,700	418,100	507,800
52	237,200	296,500	372,000	419,500	509,300
53	238,600	297,700	372,700	420,900	510,400
54	240,400	298,700	373,700	422,300	511,600
55	242,000	299,900	374,600	423,700	512,800
56	243,600	300,800	375,600	425,100	514,000
57	244,800	301,600	376,400	426,200	514,900
58	246,000	302,700	377,200	427,500	515,900
59	247,000	303,900	377,900	428,900	516,900
60	247,900	305,000	378,600	430,200	517,900
61	248,900	305,900	379,200	431,000	519,000
62	250,000	307,000	379,900	431,900	519,900
63	250,900	308,100	380,800	432,900	520,600
64	252,000	309,200	381,700	433,800	521,300
65	253,200	310,000	382,300	434,700	522,100
66	254,100	311,100	383,100	435,500	522,900
67	255,200	312,000	383,900	436,100	523,700
68	256,100	313,000	384,700	436,900	524,500
69	257,000	314,000	385,300	437,300	525,200
70	258,300	315,000	386,000	437,900	526,000
71	259,600	316,100	386,700	438,400	526,800
72	260,800	317,200	387,400	438,900	527,600
73	262,200	317,700	388,100	439,400	528,300
74	263,600	318,700	388,700		
75	264,800	319,800	389,300		
76	265,800	320,900	390,000		
77	266,900	322,000	390,700		
78	268,000	323,000	391,300		
79	269,200	323,900	391,900		
80	270,100	324,800	392,500		
81	271,300	325,900	393,100		
82	272,600	326,700	393,700		
83	273,900	327,400	394,300		

再任用
職員
以外の
職員

	84	275,100	328,200	394,900		
	85	276,200	328,700	395,400		
	86	277,300	329,200	395,900		
	87	278,600	329,700	396,400		
	88	279,800	330,200	397,100		
	89	280,600	330,500	397,500		
	90	281,800	331,000			
	91	282,800	331,500			
	92	284,000	332,000			
	93	284,900	332,300			
	94	285,900	332,700			
	95	286,900	333,200			
	96	287,900	333,700			
	97	288,200	334,200			
	98	289,100	334,700			
	99	289,800	335,200			
	100	290,700	335,700			
	101	291,600	336,200			
	102	292,300	336,700			
	103	293,000	337,200			
	104	293,700	337,700			
	105	294,400	338,200			
	106	294,900	338,600			
	107	295,400	339,100			
	108	295,900	339,500			
	109	296,100	340,000			
	110	296,500	340,400			
	111	296,800	340,900			
	112	297,100	341,300			
	113	297,400	341,800			
	114	297,700	342,200			
	115	298,000	342,700			
	116	298,300	343,100			
	117	298,600	343,600			
	118	299,000	344,000			
	119	299,300	344,400			
	120	299,700	344,800			
	121	300,000	345,200			
再任用職員		217,600	258,800	283,600	326,000	384,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円

1	249,900	335,100	399,100	471,800
2	252,400	338,100	402,000	474,100
3	254,900	341,000	404,600	476,300
4	257,400	343,900	407,300	478,600
5	259,600	346,600	409,900	480,800
6	263,400	349,800	412,300	483,000
7	267,200	352,900	415,000	485,200
8	271,000	356,000	417,400	487,400
9	274,600	358,800	419,600	489,400
10	278,600	361,500	422,300	491,500
11	282,600	364,600	424,900	493,600
12	286,600	367,800	427,600	495,700
13	290,400	370,700	430,000	497,800
14	294,400	374,200	432,500	499,900
15	298,300	377,200	434,900	502,000
16	302,200	380,800	437,400	504,100
17	305,900	384,400	439,400	506,200
18	309,500	387,100	441,800	508,200
19	313,000	389,600	444,100	510,200
20	316,600	392,200	446,500	512,200
21	320,200	395,000	448,000	514,000
22	323,900	397,300	450,400	515,800
23	327,400	399,800	452,700	517,700
24	330,700	401,900	455,000	519,600
25	334,200	403,900	457,000	521,300
26	336,900	406,200	459,300	523,100
27	339,500	408,400	461,500	524,900
28	342,100	410,700	463,800	526,700
29	344,900	413,000	465,900	528,300
30	346,800	415,100	468,200	530,100
31	349,000	417,100	470,500	531,900
32	351,400	419,200	472,700	533,700
33	353,600	421,100	474,700	535,300
34	355,900	422,900	476,800	537,100
35	358,000	424,700	478,900	538,800
36	360,300	426,700	481,000	540,600
37	362,500	428,600	483,100	542,200
38	364,900	430,600	484,900	543,800
39	367,100	432,500	486,700	545,200
40	369,100	434,500	488,500	546,800
41	371,400	436,300	490,200	548,300
42	372,600	438,100	492,000	549,700
43	374,000	439,800	493,800	551,100
44	375,100	441,600	495,600	552,400
45	376,300	443,400	497,200	553,600
46	377,700	445,200	498,900	554,600
47	379,200	447,000	500,700	555,600
48	380,700	448,700	502,500	556,600
49	381,800	450,500	504,100	557,600
50	382,800	452,200	505,400	558,500
51	383,800	454,000	506,700	559,400
52	384,600	455,800	508,000	560,300
53	385,500	457,700	509,000	561,100
54	386,400	458,900	510,300	562,000

再任用職員以外の職員

	55	387,100	460,100	511,600	562,900
	56	388,000	461,300	512,900	563,800
	57	388,700	462,500	513,900	564,700
	58	389,600	463,500	514,700	565,600
	59	390,400	464,500	515,500	566,500
	60	391,200	465,500	516,300	567,200
	61	391,700	466,300	517,200	568,100
	62	392,200	467,000	518,000	569,000
	63	392,600	467,700	518,900	569,900
	64	393,100	468,400	519,700	570,800
	65	393,400	469,100	520,600	571,700
	66		469,800	521,500	
	67		470,500	522,200	
	68		471,100	523,100	
	69		471,400	524,000	
	70		472,100	524,800	
	71		472,800	525,700	
	72		473,500	526,600	
	73		473,900	527,400	
	74		474,500	528,300	
	75		475,200	529,200	
	76		475,900	529,900	
	77		476,300	530,700	
	78		476,900	531,600	
	79		477,500	532,500	
	80		478,000	533,400	
	81		478,600	534,200	
	82		479,100	535,100	
	83		479,600	536,000	
	84		480,100	536,900	
	85		480,500	537,700	
	86		481,100	538,600	
	87		481,500	539,500	
	88		482,000	540,400	
	89		482,500	541,200	
	90		483,100		
	91		483,700		
	92		484,100		
	93		484,600		
	94		485,200		
	95		485,800		
	96		486,400		
	97		486,900		
再任用職員		296,300	338,700	393,100	466,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	107	289,800	348,100			
	108	290,000	348,400			
	109	290,400	348,800			
	110	290,600	349,100			
	111	290,800	349,400			
	112	291,000	349,700			
	113	291,400	350,000			
	114	291,600	350,400			
	115	291,800	350,800			
	116	292,100	351,200			
	117	292,500	351,700			
	118	292,800	352,100			
	119	293,000	352,500			
	120	293,300	352,900			
	121	293,600	353,400			
	122	293,800				
	123	294,000				
	124	294,300				
	125	294,600				
再任用職員		215,400	257,000	279,600	322,900	365,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	165,400	240,300	288,400	330,200	374,200
	2	166,800	242,100	290,100	332,300	376,800
	3	168,300	243,900	291,700	334,300	379,500
	4	169,700	245,700	293,500	336,500	382,100
	5	171,100	247,100	295,200	338,500	384,300
	6	172,600	248,400	296,900	340,600	386,700
	7	174,100	249,500	298,600	342,700	389,000
	8	175,600	250,800	300,300	344,800	391,300
	9	176,900	251,800	302,100	346,300	393,300
	10	178,500	252,800	303,800	348,300	395,400
	11	180,100	253,700	305,500	350,200	397,600
	12	181,700	254,600	307,200	352,200	399,900
	13	183,400	255,800	308,600	354,100	401,800
	14	185,700	256,900	310,200	356,200	403,800
	15	188,000	257,700	312,000	358,300	406,000
	16	190,300	258,700	313,800	360,300	408,200
	17	192,500	259,200	315,400	362,300	410,200
	18	194,600	260,300	317,000	364,300	412,400
	19	196,700	261,300	318,700	366,400	414,600
	20	198,700	262,500	320,300	368,500	416,700
	21	200,800	263,100	321,700	370,200	418,600
	22	203,100	264,200	323,200	372,300	420,500

23	205,400	265,100	324,600	374,400	422,300
24	207,600	266,100	326,100	376,400	424,200
25	209,900	267,300	327,500	378,400	425,900
26	211,300	268,100	328,900	380,000	427,500
27	212,700	269,300	330,300	381,900	429,200
28	213,900	270,600	331,900	383,800	430,800
29	215,300	272,000	333,000	385,600	432,100
30	216,700	273,200	334,500	387,300	433,400
31	218,200	274,500	335,900	389,200	435,000
32	219,400	276,000	337,400	391,000	436,500
33	220,800	277,400	338,900	392,700	438,200
34	222,300	278,800	340,400	394,400	439,800
35	223,800	279,900	342,000	396,200	441,200
36	225,300	281,200	343,500	397,900	442,600
37	226,400	282,900	345,200	399,500	443,700
38	228,100	284,600	346,800	401,200	445,000
39	229,800	286,000	348,300	403,000	446,300
40	231,500	287,400	349,900	404,800	447,700
41	232,800	288,800	351,100	406,300	448,700
42	234,500	290,500	352,600	407,800	449,400
43	236,200	292,300	354,100	409,300	450,200
44	237,900	294,000	355,500	410,600	450,800
45	239,500	295,600	357,100	411,700	451,700
46	240,900	297,300	358,100	412,800	452,400
47	242,200	299,000	359,600	413,900	453,200
48	243,300	300,800	360,900	415,100	454,000
49	244,500	302,400	362,300	416,400	454,700
50	245,600	303,900	363,700	417,500	455,400
51	246,500	305,500	365,000	418,700	456,100
52	247,600	307,100	366,400	419,800	456,900
53	248,500	308,400	367,800	421,000	457,700
54	249,600	309,800	368,900	422,000	458,500
55	250,500	311,200	369,900	423,100	459,200
56	251,600	312,800	371,000	424,200	459,900
57	252,000	314,300	372,000	425,300	460,700
58	252,900	315,700	372,700	425,800	
59	253,800	317,100	373,600	426,400	
60	254,500	318,600	374,500	426,800	
61	255,300	319,400	375,000	427,400	
62	256,200	320,800	375,700	427,900	
63	257,100	322,200	376,400	428,300	
64	258,100	323,700	377,100	428,800	
65	259,100	324,800	377,700	429,400	
66	260,100	326,200	378,300	429,800	
67	261,300	327,500	379,000	430,100	
68	262,500	328,800	379,600	430,400	
69	263,600	330,200	380,100	430,800	
70	265,000	331,600	380,600		
71	266,300	333,000	381,200		
72	267,600	334,300	381,700		
73	269,100	335,200	382,300		
74	270,600	336,500	382,700		
75	272,000	337,700	383,200		
76	273,400	339,000	383,600		

	77	274,800	340,100	383,900
	78	276,100	341,000	384,400
	79	277,500	342,200	384,800
	80	278,600	343,500	385,000
	81	280,000	344,600	385,200
	82	281,500	345,800	385,600
	83	283,000	347,000	385,900
	84	284,500	348,100	386,100
	85	285,600	349,100	386,300
	86	287,100	350,100	386,700
	87	288,600	351,200	387,100
	88	290,000	352,300	387,400
	89	291,000	353,100	387,600
	90	292,400	354,200	388,000
	91	293,600	355,300	388,500
	92	294,900	356,400	388,900
	93	296,300	357,100	389,200
	94	297,600	357,900	389,600
	95	298,800	358,700	390,100
	96	300,100	359,400	390,500
	97	300,600	360,000	390,800
	98	301,800	360,500	
	99	302,900	361,100	
	100	304,100	361,600	
	101	305,200	362,200	
	102	306,400	362,700	
	103	307,600	363,300	
	104	308,700	363,800	
	105	310,000	364,200	
	106	311,200	364,600	
	107	312,400	365,200	
	108	313,600	365,700	
	109	314,400	366,000	
	110	315,100	366,500	
	111	315,800	366,900	
	112	316,400	367,200	
	113	317,100	367,800	
	114	317,400	368,300	
	115	318,000	368,800	
	116	318,700	369,300	
	117	319,100	369,900	
	118	319,700	370,400	
	119	320,300	370,900	
	120	320,900	371,300	
	121	321,300	371,900	
	122	321,800	372,400	
	123	322,300	372,900	
	124	322,800	373,400	
	125	323,200	374,000	
	126	323,600	374,400	
	127	323,900	374,900	
	128	324,200	375,400	
	129	324,600	376,000	

再任用職員以外の職員

	130	325,000				
	131	325,400				
	132	325,700				
	133	325,900				
	134	326,200				
	135	326,600				
	136	326,800				
	137	327,000				
	138	327,300				
	139	327,600				
	140	327,900				
	141	328,100				
	142	328,400				
	143	328,800				
	144	329,000				
	145	329,200				
	146	329,400				
	147	329,800				
	148	330,000				
	149	330,300				
	150	330,700				
	151	331,100				
	152	331,500				
	153	331,800				
	154	332,200				
	155	332,600				
	156	333,000				
	157	333,300				
	158	333,700				
	159	334,000				
	160	334,400				
	161	334,700				
	162	335,100				
	163	335,500				
	164	335,900				
	165	336,200				
	166	336,600				
	167	337,000				
	168	337,400				
	169	337,700				
再任用職員		255,500	272,900	286,500	326,300	370,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給料表) 第四条 (略)		(給料表) 第四条 (略)

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、附則第三項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第二十條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3・4 (略)

3・4 (略)

2 (地域手当)

2 (地域手当)

- 2 第十一条の二 (略)
- 一 東京都特別区 百分の十八・七
- 二 大阪府大阪市 百分の十四・七
- 三 広島市及び安芸郡府中町 百分の六・二
- 四 前号の地域を除く広島県内の地域 百分の三・二

- 2 第十一条の二 (略)
- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市及び安芸郡府中町 百分の七・五
- 四 前号の地域を除く広島県内の地域 百分の四・五

3 (略)

3 (略)

第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た月額額の地域手当を支給する。

第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額額の地域手当を支給する。

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 前号の地域を除く地域 百分の十六

2 (住居手当)

2 (住居手当)

第十一条の五 (略)

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万四千元を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎（以下「県公舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万四千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 月額二万五千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万四千元を控除した額

ロ 月額二万五千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万五千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額

3 (略)

3 (略)

イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千元を控除した額

ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額

・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第五条 (給与に関する特例)
(略)

第五条 (給与に関する特例)
(略)

号給	給料月額 円
1	<u>397,000</u>
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

号給	給料月額 円
1	<u>396,000</u>
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

2 (略)

号給	給料月額 円
1	<u>331,000</u>
2	<u>367,000</u>
3	394,000

2 (略)

号給	給料月額 円
1	<u>330,000</u>
2	<u>366,000</u>
3	394,000

3-7 (略)

3-7 (略)

第六条 (給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは、「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは、「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五

用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第四条関係)

職務	基礎日額	上限日額
事務職	七、三〇〇円	一一、八〇〇円
教育職	八、〇〇〇円	一三、九〇〇円
医療職	七、五五〇円	一二、七〇〇円
専門事務職	一一、六〇〇円	一五、七〇〇円
専門教育職	八、八〇〇円	一四、四五〇円
専門研究職	九、八〇〇円	一六、六〇〇円
専門医療職	一一、二〇〇円	二一、〇五〇円
高度専門職	一八、七五〇円	四一、五〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の

承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万三千九百円と、教育職については一万六千四百五十円と、医療職については一万六千九百円と、専門事務職については一万七千五百円と、専門教育職については二万八百円と、専門研究職については一万七千二百五十円と、専門医療職については二万四千三百五十円とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者（同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者（同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者及び臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する日雇職員（以下「日雇職員」という。）のうち、雇用予定期間があらかじめ明示されて雇用された者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した期間（この期間前におけるこの期間に引き続くこれと同様の雇用形態及び勤務形態により勤務した期間を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該雇用形態及び勤務形態により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病氣（以下「傷病」という。））による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受け</p>

て退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

第七条 (略)

2-4 (略)

2-4 (略)

5 (略)

5 (略)

一 職員以外の地方公務員のうち常時勤務に服することを要する者に相当するもの

一 職員以外の地方公務員のうち常時勤務に服することを要する者(臨時的任用職員を除く。)及び第二条第二項に規定する者に相当するもの

一の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第二号において同じ。)が十八日以上ある月が引き続き十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。)に相当するもの

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する者又は同条第二項に規定する者で前号に規定する者に相当するもの

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する者及び同条第二項に規定する者で第二条第二項に規定する者に相当するもの

6-8 (略)

6-8 (略)

(勤続期間の計算の特例)

(勤続期間の計算の特例)

第七条の二 (略)

第七条の二 (略)

一 前条第五項第一号の二に規定する者又は同項第二号に規定する国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で前条第五項第一号の二に規定する者に相当するものから引き続き職員となつたもの、その者の同号に規定する勤務形態により勤務した期間が引き続き十二月を超えるに至るまでのその引き続きいて勤務した期間

一 第二条第二項に規定する者、その者の同項に規定する勤務した期間が引き続き十二月を超えるに至るまでのその引き続きいて勤務した期間

二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続き十二月を超えるに至るまでの者(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。)から引き続きいて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続き十二月を超えるに至るまでの

二 日日雇用職員(雇用予定期間があらかじめ明示されて雇用された者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した期間(この期間前におけるこの期間に引き続くこれと同様の雇用形態及び勤務形態により勤務した期間を含む。以下この号において「職員に準ずる勤務期間」という。)が、引き続き十二月を超えるに至るまでの間のものに限る。)から引き続きいて職員となつたもの及び臨時的任用職

<p>ものから引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものは職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第八条の三 (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9-16 (略)</p> <p>一三 (略)</p>	<p>員から引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものは職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した職員に準ずる勤務期間及び臨時的任用職員として勤務した期間</p> <p>2 前項の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について準用する。</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第八条の三 (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 第二項第二項の規定により職員とみなされる者</p> <p>二四 (略)</p> <p>9-16 (略)</p>
---	--

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成二十年広島県条例第三十八号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>(臨時的任用職員等の給与)</p> <p>第九条 臨時的任用職員等(病院事業職員であつて、常時勤務を要するもの及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの以外のものをいう。)には、この条例の規定にかかわらず、他の病院事業職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第九条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (平成三十一年広島県条例第三号) の一部を次のように改正する。

第一条中職員の給与に関する条例第二十条の改正規定を削る。

第十二条中広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第九条の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第六条から第八条までの規定及び附則第三条から第十三条までの規定は、令和二年四月一日（以下「令和二年施行日」という。）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和元年改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 令和元年改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ令和元年改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の給料に関する経過措置等)

第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）第四条第一項及び別表第一から別表第五まで（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）の規定にかかわらず、別表第一から別表第五までの給料表（別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表(二)及び(三)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

一 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十四条の二に規定する特

- 地勤務手当及び給与条例第十四条の三に規定する特地勤務手当に準ずる手当
- 二 給与条例第十四条の四に規定する産業教育手当
- 三 給与条例第十四条の五に規定する定時制通信教育手当
- 四 職員の特地勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号。以下「特地勤務手当条例」という。）第二条第九号に規定する職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当
- 五 特殊勤務手当条例第二条第十五号に規定する農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当
- 六 特殊勤務手当条例第二条第三十一号に規定する看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当
- 七 特殊勤務手当条例第二条第三十五号に規定する動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当
- 八 職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第一条に規定する退職手当（退職手当条例第六条の五の規定により算定する退職手当を除く。）
- 九 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。）第七条に規定する夜間学級担当手当
- 十 市町給与条例第九条に規定するへき地手当及び市町給与条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当
- 3 第一項の規定は、給与条例第十八条第五項（給与条例第十八条の四第四項で準用する場合を含む。）に規定する給料月額（給与条例第十八条第五項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員について、加算する額を算定するための給料月額をいう。）については適用しない。
- 第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
（特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置）
- 第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者及び医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。）の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正前給与条例」という。）第十一条の二の規定の例により支給する。
（任期付研究員の給料に関する経過措置等）

第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 第一項の規定は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

（任期付職員の給料に関する経過措置等）

第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 第一項の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

（短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置）

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、三〇〇円」とあるのは「七、四〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、九五〇円」と、同表教育職の項中「八、〇〇〇円」とあるのは「八、一〇〇円」と、「一三、九〇〇円」とあるのは「一四、一〇〇円」と、同表医療職の項中「七、五五〇円」とあるのは「七、六五〇円」と、「一二、七〇〇円」とあるのは「一二、八五〇円」と、同表専門事務職の項中「一一、六〇〇円」とあるのは「一一、七五〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、「一四、四五〇円」とあるのは「一四、六〇〇円」と、同表専門研究職の項中「九、八〇〇円」とあるのは「九、九〇〇円」と、「一六、六〇〇円」とあるのは「一六、八〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、二〇〇円」とあるのは「一一、三五〇円」と、「二一、〇五〇円」とあるのは「二一、三五〇円」と、同表高度専門職の項中「一八、七五〇円」とあるのは「一九、〇〇〇円」と、「四一、五〇〇円」とあるのは「四二、〇五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千百円」と、「一万六千四百五十円」とあるのは「一万六千六百五十円」と、「一万六千九百円」とあるのは「一万七千五百円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八百円」とあるのは「二万九千五百円」と、「一万七千二百五十円」とあるのは「一万七千五百円」と、「二万四千三百五十円」とあるのは「二万四千六百五十円」とする。

（住居手当に関する経過措置）

第九条 令和二年施行日の前日において令和二年改正前給与条例第十一条の五の規定により支給されていた住居手当の月額が千円を超える職員であつて、令和二年施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、令和三年三月三十一日までの間、令和二年改正後給与条例第十一条の五の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 令和二年改正後給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から令和二年改正後給与条例第十一条の五第二項の規定により算定される住居手当の月額に相当する額を減じた額が千円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（臨時的任用の職員の期末手当に関する経過措置）

第十条 令和二年施行日の前日の属する月以前において臨時的任用の職員（臨時的任用の職員であつて、給与条例の規定を適用することが適当でない者として令和二年改正前給与条例第二十条の規定の適用を受けていたもののうち、令和二年施行日前において給与条例第十八条に規定する期末手当の支給の対象とされていなかった臨時的任用の職員に限る。）として在職していた者の在職期間は、令和二年改正後給与条例第十八条第二項に規定する在職期間に通算しないものとする。

（日日雇用職員等の退職手当に関する経過措置）

第十一条 第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「改正前退職手当条例」という。）第七条第五項第一号に規定する職員以外の地方公務員のうち改正前退職手当条例第二条第二項に規定する者に相当するもの、改正前退職手当条例第七条第五項第二号に規定する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する者で改正前退職手当条例第二条第二項に規定する者に相当するもの及び改正前退職手当条例第七条の二第一項各号に掲げる者（改正前退職手当条例第七条の二第二項の規定により同条第一項の規定が準用される者を含む。）に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、なお、従前の例による。

第十二条 令和二年施行日の前日の属する月以前に臨時的任用職員（改正前退職手当条例第二条第一項に規定する臨時的任用職員をいう。）として在職していた者の勤務した期間の取扱いについては、第七条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後退職手当条例」という。）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において

同じ。) 以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において同じ。) が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの (地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。) に相当するものが引き続き職員となった場合には、改正後退職手当条例第七條第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二條第二項に規定する者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続き職員となった場合について準用することとする。

3 改正後退職手当条例第七條の二第一号の規定は、当分の間、前二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

4 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月を超えるに至るまでの者 (地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。) から引き続き職員となったもの又は国家公務員退職手当法第二條第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月を超えるに至るまでのものから引き続き職員となったもので、通算して六月を超える期間勤務したものについては、改正後退職手当条例第七條の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同條第二号に規定する者とみなして、同條の規定を適用する。この場合において、同條第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十四條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。